

独自歩掛の作成事例集

背景

- 地方公共団体における積算歩掛は、その多くが国交省直轄工事における標準歩掛を流用する形で定められている。
- 一方で、直轄工事の積算歩掛は、工事ロットが大きく、また、小規模工事や地域特有の事情等を反映できていないため、地方公共団体の発注工事では結果的に予定価格が正確に算出されていない可能性があるといった点が指摘されている。
- 一部の都道府県において、独自に歩掛(以下「独自歩掛」という※)を作成している団体も存在するが、これまで独自歩掛の設定状況や、独自歩掛作成のメリット・デメリット等については、十分に整理・調査されていない状況。

※国土交通省の標準歩掛を適用せずに、地方公共団体にて独自で定めているもの示す。例えば、ある工種の人工について地方公共団体独自で調査し定めているものや、機械・労務・材料の構成を地方公共団体独自で調査し定めているもの、補正係数を定めて乗じているもの等。また、基本的には国土交通省の標準歩掛を適用しつつ、部分的に独自の歩掛を適用しているものも含む。

事例集の作成

- 地方公共団体における独自歩掛の設定の有無や、作成手順、作成にあたっての留意事項・課題等について、発注者に対しアンケート(※)を実施の上、独自歩掛を設定している地方公共団体に対して、個別ヒアリングを実施し、調査結果を分析、取りまとめた事例集を作成。
- ※アンケートは47都道府県と全ての政令指定都市に対して実施
- 施工実態調査や見積り徴収により歩掛を設定し、定期的な更新を行っている好事例を事例集に収録。独自歩掛の検討に取り組む他の地方公共団体のための参考資料として周知し、設定の後押しを図る。

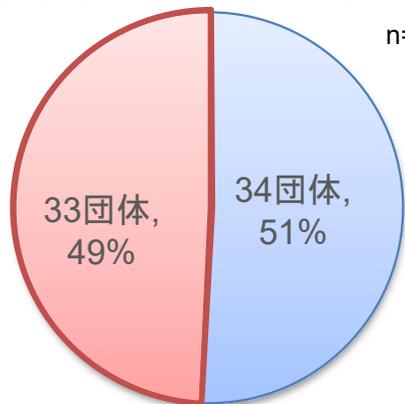
独自歩掛の設定状況と課題

設定状況

- 都道府県・政令指定都市のうち、約半数の団体で独自歩掛があった。
- 歩掛の調査方法としては、団体職員による直轄調査との回答が最も多かった。

独自歩掛の設定の有無

n=67

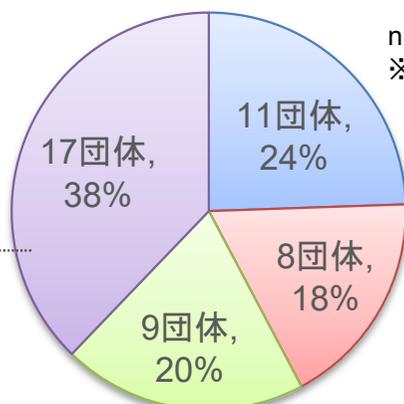


- … 独自歩掛なし
- … 独自歩掛あり

歩掛の設定方法

n=33

※複数回答可

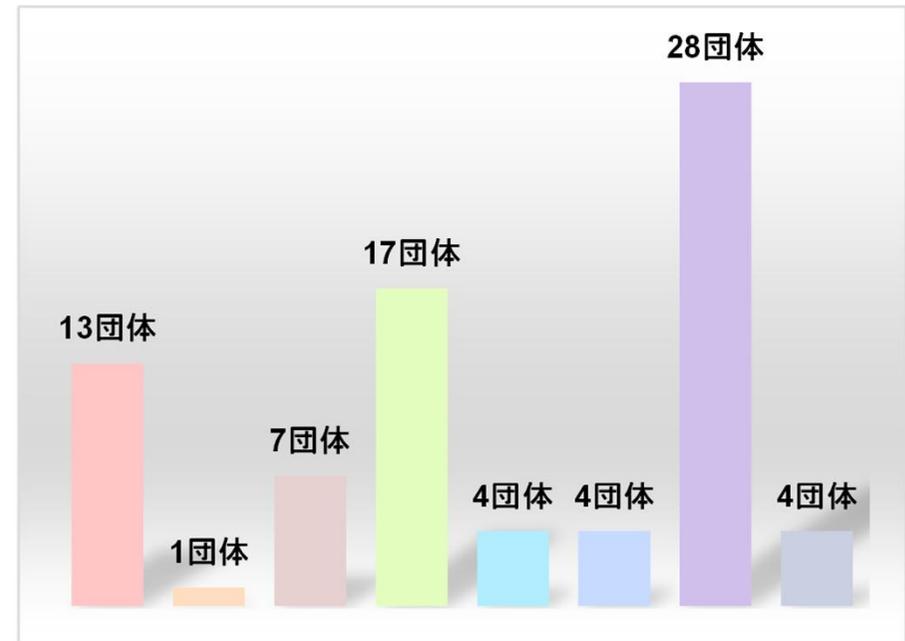


- … 団体職員による直轄調査
- … 業務委託による調査
- … 施工会社に対するヒアリング調査
- … その他

- 複数の施工業者より見積りを徴収し作成
- **他の基準**等を準用（計8団体）（※以下、一例）
 - 過去存在した国交省の標準歩掛
 - 各工法に関連する協会の歩掛
 - 資材メーカーが公表している参考歩掛
 - 建設標準歩掛（建設物価調査会）、工事歩掛要覧（経済調査会）
- 測量設計業協会を介する**業者へのヒアリングや調査等**
- **調査機関による実態調査**を検討中
- 基本は国交省標準歩掛を準用しつつ、断面から必要数量を**職員が算定**し、構成材料の数量を設定
- 設計金額区分ごとに**算定式を用いて算出**

課題

- 独自の歩掛を設定していない都道府県、政令指定都市からは、未設定の理由として「その都度見積り徴収して歩掛を設定し積算しているため」、「会計検査院からの指摘の懸念」、「歩掛設定のための調査の手間」などが多くあげられた。



- … 歩掛設定のための調査に手間がかかる
- … 歩掛を設定できることを知らない
- … 歩掛の作成手順やフローがわからない
- … 国庫補助事業における会計検査院からの指摘を懸念
- … 建設会社や担当者から要望がない
- … 反復継続的に生じる工事が少なく、独自歩掛が不要
- … 必要に応じ見積り徴収にて歩掛を設定しており、独自歩掛が不要
- … その他

n=34

※複数回答可

独自の歩掛に関する取組好事例

ヒアリング結果

- 独自歩掛を設定している都道府県に対して、個別ヒアリングを実施した結果、「施工実態調査」や「見積り徴収」を実施することで歩掛の精度を担保したり、歩掛を定期的に更新することで運用に継続性を持たせるなど、適切な運用を行っている団体は少数。
- 一部の団体における取組に関しては、他の都道府県が独自歩掛を設定する上で参考となると考えられたため、背景や課題、取組結果等を好事例としてとりまとめた。

好事例として取り上げた内容

- 歩掛の設定にあたって、施工実態調査または見積り徴収の少なくとも一つを実施している。
 - 施工実態調査や見積り徴収の実施方法や、設定後の歩掛の更新等に関して目安を定め、運用している。
- ※ヒアリングの結果、上記を満たした団体は3団体

①A地方公共団体による好事例(排水構造物工、地すべり防止工、欠損部補修工など)

<独自歩掛の定期的な見直しによる持続的な運用>

背景：独自歩掛の取扱いに関する規程が無く、また設定から10年以上更新されていない歩掛があった。

課題：歩掛の適正さの担保に懸念があった。

- 取組：
- ①歩掛の適正さの担保および見積り条件の精緻化を目的として、見積り取得社数を設定(原則7者以上)することや、見積り依頼時には条件・仕様等を詳細に記載した。
 - ②新規に設定した歩掛は、有効期限を1年とした。また1年経過後に見積りを収集して経年の変動がないことが確認できれば、以後の有効期限を5年とし、5年経過後に再度見直しを行う仕組みづくりを実施した。
 - ③独自の歩掛設定までの所要期間は概ね2～3か月(工種による)。

結果：①適正な歩掛の設定

⇒最新の工法採用等による歩掛の対応や、歩掛の基礎資料として適正な見積りを採用することができた。

②内規制定による適正な独自歩掛の維持

⇒歩掛の更新時期や見積り取得方法が明確化され、担当者が異動した場合でも持続的な運用が可能となった。

独自の歩掛に関する取組好事例

②B地方公共団体による好事例(コンクリートブロック積(張)工、大型土のう工、防護柵設置工等)

<施工実態調査の実施による独自歩掛の設定・更新>

背景：標準歩掛の適用が実態に合わない小規模な工事や、標準歩掛が適用できない工事の予定価格算定の都度、個別に歩掛を設定していた。

課題：該当の工事の予定価格算定の都度、見積りを徴収することが現場の負担となっていた。

取組：施工実態調査によって独自歩掛を設定した。調査業務発注から公表まで約1年を要する。

結果：適正さを確保した独自歩掛の利用による現場の負担軽減

⇒都度の見積り徴収をせず、現場の実態を反映した予定価格の算定が可能となった。

※設定した独自歩掛を概ね5年に1度見直しの上、必要に応じて更新する運用とすることで、主管部門内の運用の安定化も実現した。

③C地方公共団体による好事例(舗装版切断工、路盤工、道路付属物設置工、舗装版クラック補修工等)

<施工実態調査の実施による独自歩掛の設定>

背景：国土交通省から、舗装版切断工における適正な排水処理の徹底に関する通知が発出されたところ、当該工事の標準歩掛が存在しなかった。そのため、予定価格算定の都度、3社以上から見積りを徴収し、費用計上していた。

課題：該当の工事の都度、見積りを徴収することが現場の負担となっていた。

取組：約2か月間で施工実態調査を実施し、独自歩掛を設定した。

結果：適正さを確保した独自歩掛の利用による現場の負担軽減

⇒当初設計から排水処理費用の計上が可能となり、排水処理費用を考慮した予定価格の算定が可能となった。

<独自歩掛の更新時期を設定することによる持続的な運用>

背景：道路の雪寒対策として消雪施設に関する工事が実施される場所、標準歩掛が無い工種については物価調査機関等に調査を委託して独自歩掛を作成していた。当該歩掛は、見直しを行う時期について設定(目安)がなかった。

課題：歩掛の適正さの担保に懸念があった。

取組：概ね5年おき、また必要に応じて、歩掛の見直しを検討することとした。

結果：定期的な見直しによる、適正な独自歩掛を設定することを維持

⇒最新の工法採用等による歩掛の変動が反映可能となった。

地方公共団体における独自歩掛の作成事例(まとめ)

○独自歩掛の設定の後押しを実施するため、地方公共団体に対して、取組好事例の展開を図る。

独自歩掛の作成方法

※好事例の3団体以外のヒアリング結果も含む

【実務の流れ】

- 独自の歩掛を設定する際の**大まかな流れは各団体共通**している。
- 一例として、①発注部門等の二ーズ受付⇒②調査⇒③所管部門内決裁⇒④基準書改定・積算システム更新⇒⑤公表
- また、独自歩掛の設定後、**見直し・更新に関する運用ルールを定めることが有効**である。

【調査方法】

- 調査方法は大きく、施工実態調査と見積り徴収の2つがとられていた。
- 歩掛の調査方法として**施工実態調査の実施が有効**ととらえる地方公共団体が目立つ一方で、施工実態調査よりも**見積り徴収を採用する団体の方が多い**。
- 調査の実施可能性や予算を含め、**各団体が個々の事情に合う手法を選択**している。

【所要期間】

- 独自の歩掛設定にあたり、施工実態調査もしくは見積り徴収いずれの方法で調査するかによって所要期間が異なるため、**歩掛の設定目的を考慮し、所要期間を見積も**っている。一例として、**施工実態調査では半年～2年、見積り徴収では1～3か月の所要期間**であった。

独自歩掛の根拠の明確化と更新時期

【設定した歩掛の更新】

- 独自歩掛設定後の施工実態の変化も考慮し、**定期的に歩掛の更新・見直しを行うようルールを定めることが有効**と考える団体が多い。
一例として、**毎年見直す**場合、概ね**5年おきに見直す**場合などが見られる。

【設定時の根拠の明確化】

- 歩掛の設定・更新の方法に関してルールを定め、**根拠を明確にすることは、設定後の運用においても有効**だと考える団体が多い。
- 独自歩掛の根拠が不明の場合には、施工現場の実態との乖離が生じても、現場からの問題提起がない限り乖離を認識できないため、あらかじめ更新時期を定めることが必要。
- 独自歩掛を設定しないの懸念事項として、会計検査院からの指摘があるとの声もあったが、独自歩掛を設定した地方公共団体からは、施工現場の実態に合うよう調査を実施した上で歩掛を設定・更新しているため、**標準歩掛よりも地域条件が反映されている**との声が多かった。